

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月25日
【届出者の名称】	長野計器株式会社
【届出者の所在地】	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区東馬込一丁目30番4号
【電話番号】	03(3776)5311(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 角龍 徳夫
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	長野計器株式会社 (東京都大田区東馬込一丁目30番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、長野計器株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式についての権利をいいます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年9月12日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の22の2第2項において準用する同法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第1 公開買付要項

#### 2 買付け等の目的

#### 7 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 第1【公開買付要項】

#### 2【買付け等の目的】

(訂正前)

<前略>

当社は、このような事態を厳粛に受け止め、平成26年6月6日付「調査委員会の調査報告に基づく当社の再発防止策について」において開示しましたとおり、再発防止策の一つであります当社が提供した資金の早期回収は、エヌケー商事が保有する有価証券(当社株式を除く。)を売却することで進めており、本書提出日現在、当社はエヌケー商事より当社が提供した資金のうち98百万円の返済を受けております。また、残額139百万円につきましてもエヌケー商事より平成26年9月25日までに返済する旨の報告を受けております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、このような事態を厳粛に受け止め、平成26年6月6日付「調査委員会の調査報告に基づく当社の再発防止策について」において開示しましたとおり、再発防止策の一つであります当社が提供した資金の早期回収は、エヌケー商事が保有する有価証券(当社株式を除く。)を売却することで進めており、本書提出日現在、当社はエヌケー商事より当社が提供した資金のうち98百万円の返済を受けております。また、残額139百万円につきましてもエヌケー商事より平成26年9月25日に返済を受けております。

<後略>

7【買付け等に要する資金】

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

(訂正前)

届出日以後に借入を予定している資金

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
銀行	株式会社八十二銀行 (長野県長野市大字中御所字岡田 178番地8)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注1) 弁済期:平成32年10月30日 金利:2.175% 担保:なし	1,969,000,000
銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目3 番3号)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注2) 弁済期:平成27年10月30日 (期限一括返済) 金利:1.475% 担保:なし	331,000,000
合計			2,300,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社八十二銀行から1,969,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年9月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社みずほ銀行から331,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年9月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

(訂正後)

届出日以後に借入を予定している資金

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(円)
銀行	株式会社八十二銀行 (長野県長野市大字中御所字岡田 178番地8)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注1) 弁済期:平成32年10月30日 金利:2.175% 担保:なし	1,969,000,000
銀行	株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目5 番5号)	買付け等に要する資金に充当する ための借入れ(注2) 弁済期:平成27年10月30日 (期限一括返済) 金利:1.475% 担保:なし	331,000,000
合計			2,300,000,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社八十二銀行から1,969,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年9月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏づけとして、株式会社みずほ銀行から331,000,000円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成26年9月11日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められております。